住宅ローン「金太ローン」

住宅・宅地の購入、新築・増改築、お借換えの専用ローン

固定でも変動でも自由にお選びください

※詳しくは最寄りの窓口でご確認ください。

2022年4月1日現在

ご利用 いただける方	次の条件を満たしている個人の方 ○お申込時の年齢が満20歳以上、満70歳の誕生日までの方で、完済時の年齢が満80歳の誕生日までの方 ○当金庫会員または会員資格のある方 ○信用金庫団体信用生命保険、または、就業不能保証付団体信用生命保険に加入できる方
お使いみち	○ご本人が居住される住宅・宅地の購入資金、及びご自宅の新築・増改築資金 ○ご本人のご自宅に係る、現在お借入れ中の住宅ローンのお借換え資金 ※ご購入物件の所在地や面積などにより、ご利用いただけない場合があります。
ご融資金額	・10万円以上、5,000万円以内(1万円単位) ※但し5,000万円を超える場合でも個別にご相談させていただきます。 ※ご返済計画に無理のないよう、ご利用いただける金額に上限がございます。
ご融資期間	1年以上35年以内
ご融資利率	基本は変動金利です。 固定金利特約を結んだ期間は、固定金利をご利用いただけます。 ○ただし固定金利特約期間中は、金利の変更はありません。 ○特約期間終了前に、お申出により再度固定金利型を選択することができます。 ○特約期間終了後に、お申出のない場合は変動金利型となります。適用する金利は当金庫が別に定める変動基準金利より年▲0.5%となります。 ※「就業不能保証付団信」を選択された場合は、住宅ローン金利に0.125%上乗せとなります。 ※「一般保証付団信・夫婦連生」を選択された場合は、住宅ローン金利に0.25%上乗せとなります。 ※「就業不能保証付団信・夫婦連生」を選択された場合は、住宅ローン金利に0.50%上乗せとなります。 ※固定金利・変動金利のどちらのご利用についても、特約期間終了時点の金利を適用させていただき、ご返済額の見直しを行います。 ※一度変動金利型に変えられますと、固定金利型にはお戻しできません。 ○変動金利期間中は原則、年2回(基準日:4月1日と10月1日)金利を見直し、それぞれ7月・翌年1月の返済分より適用します。
ご返済方法	○「元利均等毎月返済」と「元金均等毎月返済」のいずれかの方法をお選びください。 「元利均等毎月返済」:毎月のご返済金額(元金と利息の合計)が一定です。 金利が上昇しご返済金額が増額となった場合でも、新たなご返済金額はそれまでのご返済額の125%を超えることはありません。 ※「元金均等毎月返済」を選択された場合は適用外となります。 「元金均等毎月返済」:毎月のご返済金額(元金と利息の合計)のうち元金が一定です。 (元金の減少やお借入利率の変動に伴いご返済金額が変わります) ○お借入金額の50%以内で、ボーナス月増額返済(年2回)の併用もできます。 ○ご返済は、毎月一定の日(休日の場合は翌営業日)に、ご本人様の指定口座から自動引落しさせていただきます。 変動金利期間中の返済額について ○ご返済額は5年毎に見直し、次の5年間のご返済金額を定めます(利率に変動があっても5年間は変更しません。) ○最終の元利金返済額の変更以降、利率の変更に伴う元金の一部や未払利息が残る場合は、最終返済日に一括してご返済いただきます。
担保	ご融資対象物件に、原則として当金庫を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定させていただきます。 ※担保設定費用は別途ご負担いただきます。
保証人	ご同居される方、1名(配偶者等)を連帯保証人とさせていただきます。
保証料	保証料は不要です(当金庫独自の住宅ローンのため保証料のご負担はありません)。
火災保険	ご融資対象の建物(担保提供いただく建物を含む)の火災保険には、お客さまご自身でご加入ください。 (当金庫において質権設定は行いません。)
団体信用生命保険 (加入審査がございます。)	下記の団体信用生命保険どちらかをご選択いただけます。 ①「一般団体信用生命保険」・・・保険料は、当金庫が負担しますので不要です。 「夫婦連生」を選択された場合は、住宅ローン金利に0.25%上乗せとなります。 ②「就業不能保証付団信」 ・・・住宅ローン金利に0.125%上乗せとなります。 「夫婦連生」を選択された場合は、住宅ローン金利に0.50%の上乗せとなります。 保険料は当金庫が負担します。

<table>
<tr><td>損害保険</td><td>○ご希望により「債務返済支援保険」にもご加入いただけます。
（病気やけがで長期の入院・療養が必要になった場合や万一の失業の場合に返済をサポートします。詳しくは窓口にお問い合わせ下さい）
○債務返済支援保険の保険料は、お客さまのご負担となります。</td></tr>
<tr><td>手数料等</td><td>① ローン対象物件の調査手数料として55,000円（消費税込）が必要です。
② 固定金利型を選択の場合、固定金利選択手数料として11,000円（消費税込）が必要となります。
（3年後、再度固定金利型を選択の場合にも必要となります。）
③ 繰上返済をする場合には以下の手数料（消費税込）がかかります。
<table>
<tr><td></td><td>固定金利特約期間ご利用中の場合</td><td>固定金利特約終了後で変動金利型の場合</td><td>変動金利型の場合</td></tr>
<tr><td>一部繰上げ</td><td>33,000円</td><td>11,000円</td><td>11,000円</td></tr>
<tr><td>全額繰上げ</td><td>33,000円</td><td>11,000円</td><td>11,000円</td></tr>
</table>
④ お借入条件を変更する場合には、条件変更手数料11,000円（消費税込）が必要です。
※上記手数料以外に別途、登記等に係る諸費用が必要となります。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置</td><td>本商品の苦情等は、当庫営業日に営業店または お客さまサービス担当（9:00～17:00）0800-170-6314 までお申出ください。</td></tr>
<tr><td>紛争解決措置</td><td>東京弁護士会(03-3581-0031)・第一東京弁護士会(03-3595-8588)・第二東京弁護士会(03-3581-2249)・奈良弁護士会(0742-22-2035)の仲裁センター等や、証券・金融商品あっせん相談センター［ADR FINMAC］(0120-64-5005)で紛争の解決を図ることもできますので、ご希望のお客さまは上記支店部お客さまサービス担当または全国しんきん相談所(03-3517-5825)にお申出ください。

お客さまから、上記弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。
なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。
その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。
詳しくは、上記弁護士会、当金庫支店部お客さまサービス担当もしくは全国しんきん相談所へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○当金庫の住宅ローンのお借換えにはご利用いただけません。
○お申込に際しては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、お申込みをお断りする場合や本金利のご利用についてご希望に添えない場合がございますのであらかじめご了承ください。
○新規のお借入れ利率は、毎月決定します。
○お借換えの場合は過去のご返済状況を確認させていただきます。
○金利情勢等により、本キャンペーン金利を変更する場合がございます。また今後予告なく本商品のお取扱を中止する場合がございます。
○万一、元利金のご返済が遅れたときは、遅延している元金について年14.5%（年365日の日割計算）の損害金をお支払いいただきます。
○お申込みの方法やご返済額の試算など、詳しくは当金庫の本支店窓口までお問い合わせください。</td></tr>
</table>

奈良信用金庫
フリーダイヤル 0800-170-6314
受付時間 平日9:00～17:00